

独立行政法人空港周辺整備機構
平成23年度業務実績評価調書

平成24年8月
国土交通省独立行政法人評価委員会

業務運営評価（個別項目ごとの認定）

項目		評定結果	評定理由	意見
中期計画	平成23年度計画			
<p>1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためによるべき措置</p> <p>(1) 組織運営の効率化</p> <p>① 空港周辺環境対策に係る社会的ニーズに的確に対応するため、機動的かつ柔軟な組織運営を図るものとし、平成20年度において、大阪国際空港事業本部事業第二部移転補償課の業務を事業第一部用地補償課に集約したうえで、事業第一部・事業第二部を統合し、総務部及び事業部の2部制に再編する。これに伴い、移転補償課は廃止する。</p> <p>また、平成20年度中に行われる空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直し結果並びに将来の事業量の推移等を踏まえ、更なる組織・定員の見直しを行い、組織運営の効率化を図る。</p> <p>② 事業の実施形態及び組織のあり方については、独立行政法人以外での実施形態を含めた組織の在り方について平成22年度までに結論が出される予定であり、その結果を踏まえて、所要の見直しを行う。</p>	<p>1. 業務運営の効率化に関する年度計画</p> <p>(1) 組織運営の効率化</p> <p>平成24年度に予定されている関西国際空港及び大阪国際空港の経営統合に向けて、大阪国際空港事業本部の業務等を新関西国際空港株式会社へ承継するための取組を行う。</p> <p>また、福岡空港事業本部への本社機能移転など、24年度以降の組織体制について検討を進める。</p>	A	<p>① 大阪国際空港事業本部においては、事業量、事業進捗及び効率化等も踏まえて、用地補償課と緑地造成課を緑地整備課として統合し3名の定員を削減、福岡空港事業本部においては、平成23年10月に退任した役員1名の補充を行わなかつたなど、組織・人員の縮減等運営の効率化を図った。</p> <p>② 関西国際空港及び大阪国際空港の経営統合に向けて、既に起ち上げている機構内WGにおいて、大阪国際空港事業本部の業務等を新関西国際空港株式会社へ円滑に承継するための取り組みを行った。</p> <p>また、福岡空港事業本部への本社機能移転が円滑に実施できるよう、平成24年度の組織体制への取り組みを行った。</p> <p>このように組織・人員縮減を行いながらも、通常の周辺環境対策業務に加え、新たに新関西国際空港株式会社への承継に関する取組を行うことにより、平成24年7月の円滑な承継への道筋を築いており、着実な実施状況にある。</p>	<p>特に、新関西空港株式会社への承継に関する取組については、大阪国際空港事業本部において、組織・人員縮減を行なながらも、組織一丸となって通常業務の更なる合理化・簡素化などの努力を行なながら、各事業等の課題解決に向けた取組を行った。</p>

項目		評定結果	評定理由	意見
中期計画	平成23年度計画			
(2) 人材の活用 人材の活用については、出資者である国及び地方公共団体との綿密な人事調整を行い、空港周辺環境対策事業の円滑な運営に必要な専門的能力及び知識を有する役職員を確保することにより効率的な業務運営を図る。また、機構組織全般について、国及び地方公共団体との人事交流を推進し、若い人材の任用を行うことにより、役職階層における年齢バランスの改善等、更なる組織の活性化を図る。	(2) 人材の活用 役職階層における年齢バランスの改善を図るために、国出身者の年齢構成レベルを目安として、若い人材で、かつ専門的知見を有する者の派遣について、国・府・県・市と綿密な人事調整を行い、効率的な業務運営を図る。	A	若く、専門的知見を有する者の派遣について国・府・県・市と調整を行い、年齢バランスの改善に努めた結果、前年度比では若干の改善となったものの、平成19年度と比較すると改善することができなかった。その要因として、平成23年度は大阪国際空港及び関西国際空港の経営統合を控え、人事交流を必要最小限に留めたことにより職員の入れ替わりが少なかったため、異動しなかった職員の年令が上昇した等によるものである。	
(3) 業務運営の効率化 ① 代替地造成事業の廃止 代替地造成事業は、周辺地方公共団体等に対する周知活動を進め、平成21年度に廃止する。 なお、移転補償対象者から代替地の要望(照会)等があった場合には、要望者のニーズに合った情報を提供する等により適切に対応する。				

項目		評定結果	評定理由	意見
中期計画	平成23年度計画			
② 事業費の抑制 事業費について、単価の見直しや事業執行方法の改善等を通じて効率化を推進し、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度（平成19年度）比で20%以上に相当する額を削減する。（平成20年度中に行われる空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの結果を受けて、期中において目標数値が変更された場合、計画を変更する。）	(3) 業務運営の効率化 ① 事業費の抑制 事業費について、事業執行方法の改善等を通じて効率化を推進し、前中期目標期間の最終年度（平成19年度）比で20%以上に相当する額を削減する。	A	大阪国際空港の騒音対策区域の見直しにより事業量が減少したことに加え、空調機器更新工事補助の定額制の導入及び契約方法の見直しなどの事業執行方法の改善等により、年度計画の目標値（平成19年度比で20%以上の削減）を上回る60.9%に相当する額を削減しており、着実な実施状況にある。	
③ 一般管理費の抑制 一般管理費について、業務の見直し及び簡素化を推進する等、業務処理の方法を工夫し効率化を図ることにより、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度（平成19年度）比で15%以上に相当する額を削減する。（平成20年度中に行われる空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの結果を受けて、期中において目標数値が変更された場合、計画を変更する。）	② 一般管理費の抑制 一般管理費について、業務の見直し及び簡素化を推進する等、業務処理の方法を工夫し効率化を図る。 また、これまで取り組んできた業務の効率化を推進することにより、前中期目標期間の最終年度（平成19年度）比で12%以上に相当する額を削減する。	A	年度計画の目標値（平成19年度比で12%以上の削減）を上回る27.8%に相当する額を削減しており、着実な実施状況にある。	

項目		評定結果	評定理由	意見
中期計画	平成23年度計画			
<p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 業務の質の向上</p> <p>業務の質を向上させるため、次の措置を行うこととし、また、平成20年度中に行われる空港周辺環境対策の見直しの結果を踏まえて的確に対応する。</p> <p>① 出資者である国・府・県・市及び関係自治体で構成する「連絡協議会」を年2回以上開催する等、業務の調整及び意見交換のための会議を定例化する。</p>	<p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する年度計画</p> <p>(1) 業務の質の向上</p> <p>業務の質を向上させるため、平成23年度において次の措置を実施する。</p> <p>① 連絡協議会の開催</p> <p>業務の調整及び意見交換のため実施している「連絡協議会」を事業本部別に年2回開催し、国及び関係自治体との意思疎通を図り、空港周辺環境対策事業を円滑かつ効果的に推進する。</p>	A	<p>連絡協議会を、年度計画の目標値（年2回）どおり開催し、平成22年度事業実績、平成23年度事業実施状況等の説明を行ったほか、関西国際空港及び大阪国際空港の経営統合に向けた業務承継に関する情報提供及び大阪国際空港事業本部の廃止に伴う福岡空港事業本部への本社機能移転に関する情報提供を行うなど事業の円滑かつ効果的な推進に向けて、関係自治体と意思疎通を図っており、着実な実施状況にある。</p>	

項目		評定結果	評定理由	意見
中期計画	平成23年度計画			
<p>② 広報活動の充実</p> <p>イ ホームページ、パンフレット等の内容について、自治体、地域住民はもとより、一般企業向けにも発注情報等を含めコンテンツを充実させことなどの方法により積極的に情報を公開する。また、ホームページのアクセス数年間3万件以上を確保することに努め、ホームページに寄せられた質問・意見を分析する等により、地域住民のニーズを把握する。</p> <p>ロ 関係自治体と連携を図りパンフレットの配布・自治体広報誌への情報掲載等の広報活動を行う。</p>	<p>② 広報活動の充実</p> <p>イ ホームページについては、より国民の理解が得られるよう分かりやすく、また、一般企業向けにも発注情報等を含めコンテンツやデータ等の各種情報の充実を図り、積極的に情報を公表することにより年間3万件以上のアクセス数を確保する。</p> <p>ロ 環境対策における広報活動の充実を図るため、空港等で行うイベントの機会を利用したリーフレットの配布、周辺自治体の協力のもと広報誌への情報掲載等の広報活動を行う。</p>	A	ホームページにおいて、財務諸表、業務実績等の公表を行うとともに、新たに新任理事長の挨拶や関西国際空港及び大阪国際空港の経営統合に関する情報を掲載している。また、ホームページのアクセス数について、年度計画の目標値（年間3万回以上）を上回るアクセス数を確保しているほか、空港で行われる「空の日」のイベントにおけるリーフレットの配布や、関係自治体広報誌に民家防音工事助成に係る情報を掲載するなどの広報活動を実施しており、着実な実施状況にある。	

項目		評定結果	評定理由	意見
中期計画	平成23年度計画			
(2) 内部統制及びガバナンス強化に向けた取組の実施 事務・事業の効率性の確保並びに事業実施等に関する法規則等の遵守を促し、また、適切な人事評価を行い、役職員の資質の向上及び役職員の意識改革に努めるとともに国民の理解が得られるよう分かりやすく説明する意識を徹底することとして、国等の取組の状況を参考しながら、以下の取組を行う。 ① 目標管理の導入等により適切な人事評価を行うとともに、その業績及び勤務成績等を給与・退職金等に一層反映させることにより業務執行へのインセンティブを向上させる。	(2) 内部統制及びガバナンス強化等に向けた取組の実施 ① 役職員の人事評価 役職員の人事評価については、国の取組状況等を参考にしつつ、引き続き機構に適応した人事評価のあり方を検討する。	A	職員については既に職員の勤務成績を給与に反映させることにより業務執行のインセンティブの向上を図る制度となっており、また役員については勤勉手当に業績評価を反映させており、着実な実施状況にある。	
② 民間企業における内部統制制度の導入を踏まえ、役職員の職務執行の在り方をはじめとする内部統制について、会計監査人等の指導を得つつ、向上を図るものとし、講じた措置について積極的に公表する。	② 内部統制の向上 会計監査法人等の指導を得つつ、リスク管理能力を強化するなど、引き続き、組織の特性や規模に合った内部統制の向上を図る。	A	理事長がマネジメントを発揮する組織とすべく、役員と管理職による業務調整会議の開催、内部通報制度の導入、インターネットへの規程類及び年度計画等の掲載、並びにリスクマネジメントのためのリスクの洗い出し及び評価等の取り組みを行っている。 平成23年度においては、リスク軽減のための方策やリスク回避対策について検討を行い、その結果の共有を図ったことは、内部統制の充実・強化に向けた取組として評価でき、着実な実施状況にある。	当機構の組織の特性や規模に合った内部統制の構築について、会計監査人等の指導を得つつ、引き続き内部統制の向上を図るための検討を行うこと。

項目		評定結果	評定理由	意 見
中期計画	平成23年度計画			
③ 業務・マネジメントに関し国民の意見募集を行い、業務運営に適切に反映させる。	③ 国民の意見募集 当機構の担う事務・事業に関し、ホームページにより住民等からの意見を募り、業務運営に適切に反映させる。	B	ホームページの「機構へのご意見・ご提案」専用の窓口により、意見等の募集を行ったほか、業績評価に係る国民の意見募集について国と協力して適切に実施しており、概ね着実な実施状況にある。	努力はなされているが実績が少ないということは、意見募集の方法に改善すべき点があることを示唆している。
④ 地元自治体や住民からのニーズに的確に対応するための資質・能力の養成、業務に係る専門知識の向上及びガバナンス強化に向けて外部講師等による職員研修（年3回以上）を実施する。	③ 職員の資質の向上 地元自治体や住民からのニーズに的確に対応するため、各課題に柔軟かつ適切に対応する課題解決能力の育成、業務に係る専門知識の向上等を目的とした外部講師等による職員研修を年3回実施するとともに、研修効果の把握に努める。	A	外部講師等による研修を計5回実施するとともに、外部の研修に積極的に職員を派遣し、専門知識の向上を図っており、着実な実施状況にある。	実施しただけでなく、効果計測も必要。
⑤ 前年度の業務の評価を次年度の目標設定・業務の実施に反映させるため、内部評価委員会を開催する。	⑤ 内部評価委員会の開催 内部評価委員会を開催し、前年度の業務実績評価結果を、以後の業務運営・次年度の目標設定に反映させる。	A	内部評価委員会を計2回開催し、平成22年度事業実績及び平成23事業年度上半期事業実績に関する内部評価を行うとともに、平成23年度事業下期及び平成24年度計画への評価結果の反映及び活用を図っており、着実な実施状況にある。	

項目		評定結果	評定理由	意見
中期計画	平成23年度計画			
<p>⑥ 情報開示のあり方</p> <p>機構の業務運営に関する透明性の確保及び業務等に関わる説明責任の観点から、整理合理化計画に係る取組並びにその実施状況や次の情報についてもホームページ等により積極的に公開を行う。</p> <p>イ 年度業務実績評価、政策評価の機構に関する部分、行政監察結果等について、国民が利用しやすい形で、情報の提供を行う。</p> <p>ロ 特定独立行政法人に準じ、職員の勤務時間その他の勤務条件を公表する。</p>	<p>⑥ 積極的な情報公開</p> <p>機構の業務運営に関する透明性の確保及び業務等に関わる説明責任の観点から、年度業務実績評価等についてホームページにより積極的に情報公開を行う。</p>	A	平成22事業年度業務実績評価及び財務諸表等を、ホームページで速やかに公表しており、着実な実施状況にある。	
<p>⑦ 管理会計の活用により、事務・事業別、部門別といった単位における費用を明確にしつつ、費用対効果の分析を適切に行うこと等により、経営の効率化を図る。</p>	<p>⑦ 管理会計の活用</p> <p>管理会計の活用により、事務・事業別、部門別といった単位における費用を明確にしつつ、費用対効果の分析を適切に行うこと等により、経営の効率化を図る。</p>	A	事業毎の収支管理を適切に実施し、また、随意契約等見直し計画などの取り組みを着実に実施することにより、予算の効率的な執行に努めており、着実な実施状況にある。	費用対効果の分析が必要。
<p>⑧ 業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。</p>	<p>⑧ セグメント情報の開示</p> <p>既に公表している内容を踏まえつつ、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。</p>	A	事業毎の収支管理の区分に応じて適切にセグメント情報の開示を行っており、着実な実施状況にある。	
<p>⑨ 評価委員会の評価結果を役職員の給与・退職金等の水準、マネジメント体制等に反映させる。</p>	<p>⑨ 事後評価の在り方</p> <p>事後評価の在り方については、国等の動向を踏まえつつ、引き続き評価結果の適切な反映方法について検討する。</p>	A	平成23年3月に退職した役員の退職手当について、評価委員会において決定された業績勘案率を反映しており、着実な実施状況にある。	

項目		評定結果	評定理由	意見
中期計画	平成23年度計画			
<p>(3) 隨意契約の見直し</p> <p>契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。</p> <p>① 機構が策定した「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。</p> <p>② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。</p> <p>また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。</p>	<p>(3) 隨意契約の見直し</p> <p>① 随意契約の見直しについては、平成22年5月に策定した「随意契約等見直し計画」を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。</p> <p>② 一般競争入札等の競争性のある契約についても、上記計画に基づく一者応札・一者応募となった契約の見直し結果に留意しつつ、競争性・透明性が十分確保される方法により実施するとともに、契約の適正化及び業務運営の一層の効率化を図る。</p> <p>また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。</p>	A	<p>「随意契約等見直し計画」に沿った取組みを実施し、その取組状況について契約監視委員会に報告し、点検を受けるとともにその結果を公表している。</p> <p>監事及び会計監査人による監査においても入札・契約の適正な実施についてチェックを受け、特に指摘事項がない旨、理事長に報告がなされている。</p> <p>見直し計画に沿った取組みを行った結果、一般競争入札等における一者応札・一者応募案件は22年度以降0件であり、着実な実施状況にある。</p>	<p>競争性のない随意契約については、平成22年度と比較して件数、金額が増加しているが、これは再開発整備事業において「騒音齊合施設建設委託契約」により賃借人と委託契約を締結（59,297千円）したためである。</p> <p>なお、委託契約にあたっては、受託者から設計図書や工事見積書等の提出を受け、整備内容及び工事費が適正であるかの審査を行っている。</p>
<p>(4) 大阪国際空港及び福岡空港の周辺整備中期基本方針等の整備</p> <p>平成20年度中に行われる空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しにあわせて、国及び関係地方公共団体と調整を図りつつ、両空港の平成22年度からの周辺整備中期基本方針の策定に向けた取組を行う。</p>				

項目		評定結果	評定理由	意見
中期計画	平成23年度計画			
(5) 業務の確実な実施 周辺整備基本方針及び周辺整備中期基本方針の趣旨を踏まえ各事業を進める。 ① 再開発整備事業 事業を推進するにあたっては、第2種区域に限定することとし、第1種区域（第2種区域を除く）での事業については、国の国有地の処分計画を踏まえ、国、貸付先及び関係機関等との協議を進め、平成22年度末までに廃止する。	(5) 業務の確実な実施 ① 再開発整備事業 継続事業の着実な実施に努めるとともに、大阪国際空港事業本部で実施している事業については、関西国際空港及び大阪国際空港の経営統合の動向を踏まえ、今後の対応について国、貸付先等関係者と調整を図る。	A	継続事業については、福岡空港事業本部において借受が見込まれない施設（作業所）1件を施設除却のうえ国有地を返還し、他の施設については、賃貸借の継続に努力するなど、着実に実施している。 なお、大阪国際空港事業本部における第1種区域内（第2種区域を除く）の廃止されていない4件については、新関西国際空港株式会社へ承継することとなり、国、貸付先等関係者と調整を図っている。	事業全体としては大きな利益を出しているものの、除却された施設については投資資金の回収がなされておらず、更なる経営の合理化を図られたい。
② 民家防音工事補助事業 イ 事業費については、業務内容や積算基準の見直しと併せて競争入札制度を導入することで、事業費の縮減に努める。 ロ 入札制度導入後においても、申請者に対するサービスレベルが低下しないよう、工事積算方法の簡略化等による事務の効率化に取組み、また、申請者のニーズに応えられるよう事業の実施方法の工夫をする。 ハ 平成20年度中に行われる空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直し結果を踏まえて事業の抜本的見直しを行う。	② 民家防音工事補助事業 平成22年度に導入した空調機器更新工事の定額制により事業を着実に実施するとともに、一層の事務の効率化に取り組む。	A	昨年度より早期に受付を開始することにより申請者に対するサービスの向上と事業の実施期間の確保に努めるなど、平成22年度に導入した空調機器更新の定額制による事業を着実に実施している。 また、ホームページの情報を随時更新したほか、関係機関と調整し、連携することにより処理期間の短縮を図っており、着実な実施状況にある。	

項目		評定結果	評定理由	意見
中期計画	平成23年度計画			
<p>③ 移転補償事業</p> <p>イ 事前の申請相談等にきめ細かく対応するとともに、物件調査等を効率的に行うことにより事務処理の迅速化を図る。</p> <p>ロ 平成20年度中に行われる大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの中で事業を縮減する方向で検討された結果を踏まえて事業を実施する。</p>	<p>③ 移転補償事業</p> <p>事前の申請相談等にきめ細かく対応するとともに、物件調査等を効率的に行うことにより事務処理の迅速化を図りつつ、事業を確実に執行する。</p>	A	事務処理の迅速化を図りつつ、事業を確実に執行しており、着実な実施状況にある。	
<p>④ 大阪国際空港周辺における緑地帯の整備については、周辺整備基本方針及び周辺整備中期基本方針を踏まえて着実に推進する。特に利用緑地及び緩衝緑地第1期事業について、本中期目標期間内の達成に向けて、国及び関係自治体と調整を図りながら着実に実施する。</p> <p>また、平成20年度中に行われる大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの中で、事業を縮小する方向で検討されていることから、この結果を踏まえて当機構においても事業計画の変更・修正等を行う。</p>	<p>④ 大阪国際空港周辺の緑地整備</p> <p>緩衝緑地第1期事業について、事業認可期間内である平成23年度末の整備完了を目指す。</p>	B	<p>既に買収済みの土地約1.3haについて造成・植栽を実施した。</p> <p>緩衝緑地第1期事業の完遂を目指し、緑地整備箇所の対象物件所有者に対し粘り強く移転の交渉を行ったものの、0.4ha買収することができなかったことから、緩衝緑地1期事業認可期間内の事業の達成状況は約97%（対象面積：12.9ha、実施済：12.5ha）であり、概ね着実な実施状況である。</p>	平成23年度末の整備完了を目指したが、結果として目標は達成できなかつた。

項目		評定結果	評定理由	意見
中期計画	平成23年度計画			
⑤ 福岡空港周辺における緑地整備に関しては、周辺整備基本方針及び周辺整備中期基本方針を踏まえて着実に推進する。	⑤ 福岡空港周辺の緑地整備 福岡空港周辺の緑地整備については、地域の実情に配慮しつつ推進することとし、買収済みの土地約0.3haについて造成・植栽を実施する。	A	買収済みの土地約0.3haについて造成・植栽を実施しており、着実な実施状況にある。	
(6) 空港と周辺地域の共生 空港と周辺地域の共生に資するため、地元の要望も踏まえつつ、次の措置を講ずる。 イ 2.(1)、①国及び地方公共団体並びに周辺自治体で構成する「連絡協議会」等の協力を得ること等により、積極的に啓発活動を行う。 ロ 環境関係の見学要望や環境学習の受け入れには適切に対応し、空港周辺環境対策の理解を深める。	(6) 空港と周辺地域の共生 地域に密着した事業を通じて地元住民・自治体との意思疎通を図り、地元の要望も踏まえつつ、空港と周辺地域の共生を図っていく。 イ 国及び地方公共団体並びに周辺自治体で構成する「連絡協議会」等の協力を得ることにより、環境学習の講演を行う等の啓発活動を実施する。 ロ 校外学習の受入促進について今後も積極的な方策の検討を行うとともに、環境関係の見学要望や校外学習の一環としての教育機関からの環境学習の受け入れには適切に対応し、環境対策の理解を深める。	A	大阪・福岡両事業本部で開催した連絡協議会で、機構から地域への出張出前も含めた校外学習受入の働きかけを行うとともに、大阪産業大学からの校外学習の依頼を受け、空港周辺環境対策について講義を行う等、適切に対応し周辺地域の共生に取り組んでおり、着実な実施状況にある。	今後は、このような対話の中からの具体的アイデアの掘り起こしと実現を期待したい。
3. 予算、収支計画及び資金計画 (1) 予算 別紙のとおり (2) 収支計画 別紙のとおり (3) 資金計画 別紙のとおり 欠損金については平成21年度までに確実に解消を図ることとする。	3. 予算、収支計画及び資金計画に関する年度計画 (1) 予算 別紙のとおり (2) 収支計画 別紙のとおり (3) 資金計画 別紙のとおり	A	予算、収支計画及び資金計画について適正な執行を図っており、着実な実施状況にある。 なお、繰越欠損金については、計画より1年早く平成20年度決算において解消済みである。	

項目		評定結果	評定理由	意見
中期計画	平成23年度計画			
4. 短期借入金の限度額 資金不足となる場合等における短期借入金の限度額は、1,400百万円とする。	4. 短期借入金の限度額 資金不足となる場合等における短期借入金の限度額は、1,400百万円とする。	—	借り入れの実績がないことから、当該項目に関する評価は行わない。	
5. 重要な財産の処分等に関する計画 該当なし	5. 重要な財産の処分等に関する計画 該当なし	/	/	
6. 剰余金の使途 固有事業に充てる。	6. 剰余金の使途 固有事業の業務運営に必要な経費に充てる。	—	平成23年度決算において発生する利益剰余金については、当期総利益の発生原因から目的積立金の承認申請をしない方針である。 なお、利益処分については、航空機騒音防止法第29条の規定に基づき、財務諸表等に係る国土交通省独立行政法人評価委員会の意見聴取を経て、国土交通大臣による承認により確定するものであることから、当該項目に関する評価は行わない。	

項目		評定結果	評定理由	意見
中期計画	平成23年度計画			
7. その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項 (1) 人事に関する計画 ① 当機構の給与水準については、対国家公務員指数が国家公務員の水準を上回っていることから、機構の見直しにおいて行うこととされている、職員の在職地域や学歴構成等の要因及び高率の異動保障を受けている職員の比率が国家公務員に比して高い要因等についての検証を平成20年度中に行い、これを維持する合理的な理由がない場合には、是正のために必要な措置を出来る限り速やかに講じる。 さらに、検証結果及び取組状況については、ホームページ等により公表する。	7. その他業務運営に関する重要事項 (1) 人事に関する計画 ① 紹介文 給与水準については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)を踏まえ、国家公務員に比して適正な水準となるよう必要な措置を講ずる。 また、その取組状況については、ホームページ等で公表する。	B	平成23年度においては、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)」を踏まえ、平成24年4月から役員報酬及び職員給与を国と同様に引き下げるための改定を行っている。 当機構の対国家公務員指数の平成23年度実績は109.9で、前年度実績(106.6)を上回っているが、これは、24年7月の大蔵省の廃止に向けた組織の縮小に伴って対象者数が前年度の37人から20人へと大幅に減っており、個々の給与額が全体の指数に与える影響が大きくなっている中で、特定の年齢階層に管理職の職員が集中したことや、地域手当の異動保障を受けている出向者の割合が増加したことなどの特殊要因によるものである。	対象者20人の中で、56歳～59歳の年齢階層において、対象者3名の内2名が部長級、1名が課長級の職員であることから、指数が121.5となっており、全体の指数が大きく上がった要因となっている。 なお、56歳以上の職員を除いた17名の職員で計算したラスバイレス指数は、106.8とほぼ前年度並みの指数となっている。
② 定年退職者の補充については、事業量の推移を見極めつつ、原則として補充を行わない。	② 定年退職者の補充 定年退職者については、事業量の推移を見極めつつ、原則として補充を行わない。	A	平成23年度においては、人員を削減したほか、定年退職者の補充は行わなかったことから、人件費総額の削減にもつながるなど、計画的な人員抑制を図っており、着実な実施状況にある。	

<記入要領>・項目ごとの「評定結果」の欄に、以下の段階的評定を記入するとともに、その右の「評定理由」欄に理由を記入する。

S S : 中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。

S : 中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。

A : 中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。

B : 中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。

C : 中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められない。

・S Sをつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを「評定理由」欄に明確に記述するものとする。

・必要な場合には、右欄に意見を記入する。

総合的な評定

業務運営評価（実施状況全体）

評点の分布状況（項目数合計：25項目）（25項目）

S S	項目	
S	項目	
A	22項目	
B	3項目	
C	項目	

総合評価

（法人の業務の実績）

- ・ 25項目中22項目が「A」である。
- ・ 特に、平成24年7月に予定されている、機構が行っている大阪国際空港に係る業務等の新関西国際空港株式会社への承継や福岡空港事業本部への本社機能の移転等に向けた、組織の見直しや承継に関する取組については、着実な実施状況であると評価できる。

（課題・改善点、業務運営に対する意見等）

- ・ 本社機能の福岡への移転後においても、理事長等と監事との意見交換や役職員相互の意思疎通を適時適切かつ積極的に行うことにより、引き続き機構の役割が十分に發揮できるよう努めること。
- ・ 福岡の各事業についても、更なる事業費の縮減や事務の効率化を図るとともに、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）を踏まえた取り組みを実施すること。

（その他）

- ・ 平成23年度において、平成22年度の評価結果の反映及び活用はなされていると評価できる。

総合評定 (S S、S、A、B、Cの5段階) A	(評定理由) 25項目中22項目が「A」であり、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にある。
--------------------------------	---

政独委「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」及び「平成23年度業務実績評価の具体的取組について」への対応について

項目	細目	実績	評価	特記事項						
1 政府方針等	<p>○ 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定。以下「基本方針」という。)で個別に措置を講ずべきとされた事項等で、平成23年度において取り組むこととされている事項についての法人の取組。</p> <p>【事務・事業の見直し】</p> <table border="1"> <tr> <td>講すべき措置</td><td>事業規模の縮減</td></tr> <tr> <td>実施時期</td><td>23年度以降実施</td></tr> <tr> <td>具体的な内容</td><td> <p>周辺環境対策の進ちょく、コスト縮減等を通じて、事業規模の縮減を図る。</p> <p>関西国際空港と大阪国際空港の経営統合に伴う周辺環境対策事業の実施主体の移管の検討結果等を踏まえ、適切な政府出資の規模を検討する。</p> </td></tr> </table>	講すべき措置	事業規模の縮減	実施時期	23年度以降実施	具体的な内容	<p>周辺環境対策の進ちょく、コスト縮減等を通じて、事業規模の縮減を図る。</p> <p>関西国際空港と大阪国際空港の経営統合に伴う周辺環境対策事業の実施主体の移管の検討結果等を踏まえ、適切な政府出資の規模を検討する。</p>	<p>周辺環境対策の進ちょく等を通じて、事業規模の縮減を図り、平成23年度予算を前年度比14.9%減の55億円とした。</p> <p>政府出資については、「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律」(平成23年法律第54号。以下「関空・伊丹経営統合法」という。)に基づき、大阪国際空港の周辺環境対策事業を新関西国際空港株式会社に承継する際に、機構に対する政府出資金のうち大阪国際空港の業務に係る部分として国土交通大臣が定める金額について、資本金を減少することとしており、評価できる。</p>	<p>事業量の推移、事業の進ちょく及び事業執行方法の改善等を通じて、事業規模の縮減を図り、平成23年度予算を前年度比14.9%（平成19年度比59.4%）に相当する額を削減しており、評価できる。</p> <p>政府出資については、関空・伊丹経営統合法に基づき、大阪国際空港の周辺環境対策事業を新関西国際空港株式会社に承継する際に、機構に対する政府出資金のうち大阪国際空港の業務に係る部分として国土交通大臣が定める金額について、資本金を減少することとしており、評価できる。</p>	<p>大阪国際空港に係る政府出資金7.5億円については、新会社への事業承継時に出資はなかったものとし、資本金を減少する予定。</p>
講すべき措置	事業規模の縮減									
実施時期	23年度以降実施									
具体的な内容	<p>周辺環境対策の進ちょく、コスト縮減等を通じて、事業規模の縮減を図る。</p> <p>関西国際空港と大阪国際空港の経営統合に伴う周辺環境対策事業の実施主体の移管の検討結果等を踏まえ、適切な政府出資の規模を検討する。</p>									

項目	細目	実績	評価	特記事項						
	<table border="1"> <tr> <td>講すべき措置</td><td>大阪国際空港事業本部の事業移管</td></tr> <tr> <td>実施時期</td><td>23年度以降実施</td></tr> <tr> <td>具体的な内容</td><td>大阪国際空港の周辺環境対策については、関西国際空港と大阪国際空港の経営統合に合わせて新会社に移管する方向で検討し、速やかに結論を得る。</td></tr> </table>	講すべき措置	大阪国際空港事業本部の事業移管	実施時期	23年度以降実施	具体的な内容	大阪国際空港の周辺環境対策については、関西国際空港と大阪国際空港の経営統合に合わせて新会社に移管する方向で検討し、速やかに結論を得る。	関空・伊丹経営統合法に基づき、平成24年7月1日に大阪国際空港の周辺環境対策を新関西国際空港株式会社に承継することとしている。	関空・伊丹経営統合法に基づき、平成24年7月1日に大阪国際空港の周辺環境対策を新関西国際空港株式会社に承継することとしており、評価できる。	
講すべき措置	大阪国際空港事業本部の事業移管									
実施時期	23年度以降実施									
具体的な内容	大阪国際空港の周辺環境対策については、関西国際空港と大阪国際空港の経営統合に合わせて新会社に移管する方向で検討し、速やかに結論を得る。									
	<table border="1"> <tr> <td>講すべき措置</td><td>福岡空港事業本部の業務については今後検討</td></tr> <tr> <td>実施時期</td><td>23年度以降実施</td></tr> <tr> <td>具体的な内容</td><td>福岡空港の周辺環境対策については、国管理空港の民営化等も含めた運営の在り方についての検討結果を受けて、福岡空港の運営全体の在り方の検討を行う中で、実施主体の検討を行う。</td></tr> </table>	講すべき措置	福岡空港事業本部の業務については今後検討	実施時期	23年度以降実施	具体的な内容	福岡空港の周辺環境対策については、国管理空港の民営化等も含めた運営の在り方についての検討結果を受けて、福岡空港の運営全体の在り方の検討を行う中で、実施主体の検討を行う。	国管理空港の民営化等を含めた運営のあり方については、平成23年7月29日に「空港運営のあり方に関する検討会」において報告書がとりまとめられ、また、平成24年1月20日に政府において「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」が閣議決定された。これらを受けて、今後、福岡空港の運営主体の在り方の検討を行う中で、福岡空港の周辺環境対策の実施主体の検討を行うこととしている。	国管理空港の民営化等を含めた運営のあり方については、平成23年7月29日に「空港運営のあり方に関する検討会」において報告書がとりまとめられ、また、平成24年1月20日に政府において「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」が閣議決定された。これらを受けて、今後、福岡空港の運営主体の在り方の検討を行う中で、福岡空港の周辺環境対策の実施主体の検討を行うこととしており、評価できる。	
講すべき措置	福岡空港事業本部の業務については今後検討									
実施時期	23年度以降実施									
具体的な内容	福岡空港の周辺環境対策については、国管理空港の民営化等も含めた運営の在り方についての検討結果を受けて、福岡空港の運営全体の在り方の検討を行う中で、実施主体の検討を行う。									

項目	細目	実績	評価	特記事項						
	<p>【資産・運営等の見直し】</p> <table border="1"> <tr> <td>講すべき措置</td><td>組織・人員の縮減等</td></tr> <tr> <td>実施時期</td><td>22年度以降実施</td></tr> <tr> <td>具体的な内容</td><td>周辺環境対策の進ちょくとともに、組織・人員の縮減等運営の効率化を進める。</td></tr> </table>	講すべき措置	組織・人員の縮減等	実施時期	22年度以降実施	具体的な内容	周辺環境対策の進ちょくとともに、組織・人員の縮減等運営の効率化を進める。	<p>事業量の推移、事業の進ちょく及び効率化等の見直しも踏まえて、平成23年4月に、大阪国際空港事業本部の用地補償課と緑地造成課を緑地整備課として統合し、定員3名を削減した。</p> <p>また、関西・伊丹経営統合法に基づき、大阪国際空港の周辺環境対策事業を新関西国際空港株式会社に承継する際に、大阪国際空港事業本部を廃止することとしている。</p>	<p>事業量の推移、事業の進捗及び効率化等の見直しも踏まえて、大阪国際空港事業本部の用地補償課と緑地造成課を緑地整備課として統合し、3名の定員を削減し、組織・人員の縮減等運営の効率化を図っており、評価できる。</p>	
講すべき措置	組織・人員の縮減等									
実施時期	22年度以降実施									
具体的な内容	周辺環境対策の進ちょくとともに、組織・人員の縮減等運営の効率化を進める。									
	<p>○ 政独委が国土交通大臣に通知した勧告の方向性のうち、平成23年度において取り組むこととされている事項についての法人の取組。</p> <p>【当機構の該当項目】</p> <p>【独立行政法人空港周辺整備機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性（平成19年12月21日）】 <抜粋></p> <p>第2 組織面の見直し</p>	<p>「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律」（平成23年法律第54号）に基づき、大阪国際空港に係る機構が行っている業務並びに機構の権利及び義務を、平成24年7月1日をもって新関西国際空港株式会社に承継する際に、大阪国際空港事業本部は廃止されることとなった。</p>	<p>関西国際空港及び大阪国際空港の経営統合に向けて、機構内にWGを設置し、民家防音事業の補助スキームを反映させた新会社用の要綱作成、企業会計への移行に向けた財務処理、地域住民への周知方法の検討など、大阪国際空港事業本部の業務等を新関西国際空港株式会社へ円滑に承継するための取組を行っており、また、福岡空港事業本部への本社機能移転が円</p>							

項目	細目	実績	評価	特記事項
	<p>平成 20 年度において、事業量を踏まえた組織・定員となるよう所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>また、平成 20 年度中に空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しを行うこととしており、このような抜本的な見直しと将来の事業量の推移を踏まえ、関係地方公共団体とも協議を行いつつ、<u>独立行政法人以外での形態を含めた組織の在り方について検討を行い、平成 22 年度までに結論を得るもの</u>とする。</p>	<p>関西国際空港及び大阪国際空港の経営統合に向けて、大阪国際空港事業本部の業務等を新関西国際空港株式会社へ円滑に承継するため、機構内に WG を設置し、民家防音事業の補助スキームを反映させた新会社用の要綱作成、企業会計への移行に向けた財務処理、地域住民への周知方法の検討など、承継にあたっての課題抽出や作業工程表の作成などを行った。また、大阪国際空港事業本部の業務等の新関西国際空港株式会社への承継に伴い、本社機能が福岡空港事業本部へ移転されるため、平成 24 年度の組織体制等について検討を行った。</p> <p>福岡空港事業本部に関しては、基本方針において、平成 23 年度以降「国管理空港の民営化等も含めた運営の在り方についての検討結果を受けて、福岡空港の運営全体の在り方の検討を行う中で、実施主体の検討を行う。」とされている。</p>	<p>滑に実施できるよう、平成 24 年度の組織体制について検討を行っており、評価できる。</p>	

項目	細目	実績	評価	特記事項
	○ 公益法人等に対する会費の支出について、「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」（平成24年3月23日行政改革実行本部決定）で示された観点を踏まえた見直し。	公益法人等に対する会費の支出は行っていない。また、会費を支出しようとするときは、必要性を厳格に精査し、支出の是非を判断することとしている。	公益法人に対する支出は行っておらず、また、会費を支出しようとするときは、必要性を厳格に精査し、支出の是非を判断することとしており、適切に取り組んでいると認められる。	
2 財務状況	(1) 当期総利益（又は当期総損失）			
	○ 当期総利益（又は当期総損失）の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益（又は当期総損失）の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものか。	当期総利益の主な発生要因は、再開発整備事業において、安定的な業務収入の確保及び事業費の抑制に努めたこと等により、費用を上回る収益を得たことによる。		
	(2) 利益剰余金（又は繰越金欠損金）			
	○ 利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するとい	該当なし		

項目	細目	実績	評価	特記事項
	う法人の性格に照らし過大な利益となっていないか。			
	○ 縁越欠損金が計上されている場合、その解消計画の妥当性。当該計画が策定されていない場合、未策定の理由の妥当性（既に過年度において縁越欠損金の解消計画が策定されている場合の、同計画の見直しの必要性又は見直し後の計画の妥当性を含む）。 さらに、当該計画に従い解消が進んでいるかどうか。	該当なし		
	(3) 運営費交付金債務			
	○ 当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率が高い場合において、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか。	該当なし		
	○ 運営費交付金債務（運営費交付金の未執行）と業務運営との関係についての分析。	該当なし		
3 保有資産	(1) 保有資産全般の見直し			

項目	細目	実績	評価	特記事項
の管理・運用等	ア 実物資産			
	○ 職員宿舎について、「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」(平成24年4月3日行政改革実行本部決定)で示された方針等を踏まえた見直し。	当機構の宿舎はすべて借上げであり、入居職員も頻度高く転居を伴う転勤をしている者である。また、宿舎使用料は国家公務員宿舎に準拠している。	当機構の宿舎はすべて借上げであり、入居職員も頻度高く転居を伴う転勤をしている者である。また、宿舎使用料は国家公務員宿舎に準拠しており、適切に取り組んでいると認められる。	
	○ 基本方針において既に個別に措置を講ずべきとされた施設等以外の建物、土地等における、i) 利用実態の把握状況 ii) 利用実態を踏まえた保有の必要性等の検証状況。(未利用又は利用の程度が低い資産関係)	該当なし		
	イ 金融資産			
	○ いわゆる溜まり金の精算における、次のような運営費交付金債務と欠損金等との相殺状況に着目した洗い出し状況。 i) 運営費交付金以外の財源で手当てすべき欠損金と運営費交付金債務が相殺されているもの。	該当なし		

項目	細目	実績	評価	特記事項
	ii)当期総利益が資産評価損等キャッシュ・フローを伴わない費用と相殺されているもの。			
	ウ 知的財産等			
	○ 特許権等の知的財産について、法人における保有の必要性の検討状況。	該当なし		
	○ 検討の結果、知的財産の整理等を行うことになった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等。	該当なし		
	(2) 資産の運用・管理			
	ア 実物資産			
	○ 活用状況等が不十分な場合は、原因が明らかにされているか。その妥当性。	該当なし		
	○ 実物資産の管理の効率化及び自己収入の向上に係る法人の取組。	<p>独立行政法人の資産全般に関する見直しや会計監査人の助言等を踏まえ、平成22年度において、資産管理事務のより一層の適正化を目的として資産管理に関する内部規定の見直し（毎年度現物実査を行う、減損に係る判断基準の明確化、資産除去債務に関する内部処理規程の新設等）を行った。</p> <p>23年度においても、見直し後の内部規定に従い、すべての実物資産について現物</p>	<p>資産管理事務のより一層の適正化を目的とした見直し後の内部規定に従い、すべての実物資産の現物実査を行うなど、実物資産の管理・運用が適切に行われていると評価できる。</p> <p>システム・機器の保守業務等を一般競争入札により外注し、業務の効率化を図っているものと評価できる。</p>	

項目	細目	実績	評価	特記事項
		<p>実査を実施し、資産の現状把握を行った。</p> <p>これらのうち、システム・機器の保守業務等については、従来から外注による業務の効率化を図っており、また外注にあたっては一般競争入札によることにより競争性を高め、費用の削減を図っている。</p> <p>実物資産の管理・運用状況については、監事監査、会計監査人による監査を受けている。</p>		
イ 金融資産				
a) 資金の運用				
<input type="radio"/> 事業用金融資金の管理・運用に関する基本方針の策定状況及び委託先の選定・評価に関する規定状況。	該当なし			
<input type="radio"/> 運用委託先の評価の実施状況及び定期的見直しの状況。	該当なし			
<input type="radio"/> 資金管理機関への委託業務に関する管理・監督状況。	該当なし			
b) 債権の管理等				
<input type="radio"/> 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性。	該当なし			

項目	細目	実績	評価	特記事項
4 人件費管理	○ 回収計画の実施状況。i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。	該当なし		
	○ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。	該当なし		
	ウ 知的財産等			
	○ 特許権等の知的財産について、特許出願や知的財産活用に関する方針の策定状況や体制の整備状況。	該当なし		
	○ 実施許諾等に至っていない知的財産の活用を推進するための取組。	該当なし		
	(1) 総人件費			
	○ 取組開始からの経過年数に応じ取組が順調であるかどうかについて、法人の取組の適切性。また、今後、削減目標の達成に向け法人の取組を促すものとなっているか。	平成23年度の常勤役職員は65人で、基準年度（平成17年度）の95人と比べ、削減率は31.6%となっている。	平成22年度までに目標である5.7%以上の削減を達成している。更に平成23年度においては、役職員4名を削減しており、適切に取り組んでいるものと評価できる。	

項目	細目	実績	評価	特記事項
	(2) その他			
	○ 法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。	平成22年度において、「独立行政法人の法定外福利厚生費の見直しについて」(平成22年5月6日総務省行政管理局長通達)を踏まえ、福利厚生制度の見直しを行っており、平成23年度においても適正な支出を行っている。	平成22年度に、国や他法人における支出状況を踏まえた福利厚生制度の見直しを行い、平成23年度においても適正な支出がなされており、適切に取り組んでいると認められる。	
5 契約	(1) 契約に係る規程類、体制			
	○ 契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等。	契約に係る規程類については、競争性を確保し、随意契約によることが真にやむを得ないものに限られるように見直しを既に行っており、また入札及び契約事項審査会による審査を行うなど適正な運用に努めている。	契約に係る規程類については、既に適正な内容に整備されており、また運用にあたっても入札及び契約事項審査会による審査を行う等、適切であると評価できる。	

項目	細目	実績	評価	特記事項
	○契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等。	<p>契約における一連の事務手續については、規定された所定の手順に基づき契約担当役までの処理を適正に行っており、そのプロセスについて監事、会計監査人による監査において定期的にチェックを受けている。</p> <p>監事監査、会計監査人による監査、契約監視委員会による点検において、契約事務についての特段の指摘はなく、その旨理事長に対して報告がなされている。</p>	<p>契約事務手續については、規程類に基づき適正に執行・審査が行われており、審査機関における監査結果についても理事長に対して報告がなされており、適切であると評価できる。</p>	
	(2) 隨意契約見直し計画			
	○ 「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組。		<p>「随意契約見直し計画」に沿って取組を行った結果、平成22年度に引き続き、平成23年度においても1社応札の件数は0件であったことから適切であると評価できる。</p>	

項目	細目	実績	評価	特記事項
	(3) 個々の契約 ○ 個々の契約の競争性・透明性の確保。	契約に係る規程類については、既に競争性を確保し、随意契約によることが真にやむを得ないものに限られるように見直しを行っており、また入札及び契約事項審査会による審査を行うなど適正な運用に努めている。入札結果についてはホームページでの公表及び窓口での閲覧を行っている。	契約に係る規程類については、既に適正な内容に整備されており、また運用にあたっても入札及び契約事項審査会による審査を行い、さらに入札結果についてはホームページでの公表及び窓口での閲覧を行っている等、適切であると評価できる。	
6 内部統制	○ 内部統制の充実・強化に向けた法人の長の取組。監事監査結果への対応。内部統制の充実・強化に関する法人・監事の積極的な取組。	当機構では、既に役員と管理職による業務調整会議、内部通報制度の導入、インターネットへの規程類及び年度計画等の掲載等を通じて、役職員から理事長への重要情報等の報告を行うとともに、理事長から役職員に必要な指示が行われている。 また、監事による業務監査において法令、内部規定等の遵守体制、リスク管理等の観点から監査が行われ、理事長等と監事との間で定期的に意見交換等を実施している。	役員と管理職による業務調整会議等を通じて、理事長への重要情報等の報告及び理事長からの業務等指示が適時・適切に行われる体制が図られていると評価できる。 法人の長のマネジメントに留意した監事監査及び法人の長への報告が適切に行われていると評価できる。	

項目	細目	実績	評価	特記事項
7 関連法人	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 法人の特定の業務を独占的に受託している関連法人について、当該法人と関連法人との関係が具体的に明らかにされているか。 当該関連法人との業務委託の妥当性 	該当なし		
	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 関連法人に対する出資、出えん、負担金等について、法人の政策目的を踏まえた出資等の必要性。 	該当なし		
8 業務改善のための役職員のイニシアティブ等についての評価	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 自然災害等に関するリスク等への対応について、法令や国等からの指示・要請に基づくもののほか、法人独自の取組。 	<p>当機構においては、平成23年度に業務運営全般に関してリスク管理表の作成を行った。そのうち、自然災害等に関するリスク等の対応については、新型インフルエンザの流行、火災の発生、災害に伴うサーバー等の破損を想定してリスク回避対策の検討を行った。なお、リスク管理表については定期的な確認及び見直しを継続して行う。</p>	<p>業務運営全般に関するリスク管理表を作成し、今後も定期的に確認及び見直しを継続することとしており、自然災害等に関するリスク等への対応は適切に行われていると評価できる。</p>	